

北星学園大学 研究倫理委員会規程

〔目 的〕

第1条 この規程は、北星学園大学大学規程に基づき、北星学園大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の適正な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

〔任 務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- Ⅰ 研究倫理指針に関する事項
- Ⅱ 研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関する事項
- Ⅲ 人を対象とする研究倫理指針に基づく研究倫理審査に関する事項
- Ⅳ 研究費等の不正使用防止計画に関する事項
- Ⅴ その他研究倫理に関する事項

Ⅱ 委員会は、必要があると認めるときは、研究者に対して適切な指導および助言を行う。

Ⅲ 委員会は、指針に定める研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

〔委員会の構成〕

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- 1 学長
- 2 副学長
- 3 学部長、短期大学部長（研究倫理教育責任者・コンプライアンス推進責任者）
- 4 事務局長

〔委員会の委員長〕

第4条 委員会の委員長は学長を、副委員長は副学長をもってあてる。

Ⅱ 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

Ⅲ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。

〔研究倫理教育責任者〕

第5条 学部長は研究倫理教育責任者として、当該学部には所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。学科長・部門長・教職課程センター長は研究倫理教育責任者を補佐する。

〔成立・議決要件〕

第6条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

Ⅱ 委員長が特に必要であると認めた場合には、委員以外の者から委員会に置いて意見等を聴取することができる。

〔記録の保存〕

第7条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き5年間とする。

Ⅱ 委員会は、保存期間を経過した場合であっても、さらに記録の保存が必要であると認めた場合には、3年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

Ⅲ 倫理審査を審議した場合、保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。

Ⅳ 記録、保存および廃棄の手続きは、「北星学園文書処理規程」に準じる。

〔事 務〕

第 8 条 委員会の事務は、研究支援課が処理する。

〔倫理教育・コンプライアンス教育〕

第 9 条 委員会は、指針に基づく研究倫理教育及び公的研究費の運営・管理に関する規程に基づくコンプライアンス教育を定期的実施する。

Ⅱ 前項に関わらず、学生については所属する学科・研究科において、学科長、副研究科長の責任の下、授業内外を通じて教育を行う。

〔研究倫理審査〕

第 10 条 委員会は、希望する研究者等からの申請に応じて、研究計画等が人を対象とする研究倫理指針に適合しているか研究倫理審査行う。

Ⅱ 倫理審査の対象となる研究は、人を対象とする研究倫理指針第 2 条第 1 号に定義する研究活動とする。

Ⅲ 研究倫理審査の手続き等については、研究倫理審査手続要領に従って行うものとする。

〔守秘義務〕

第 11 条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2022 年 4 月 1 日から施行する。